

20 小さな場所から

1 主 題 人権獲得の歴史

2 主題・教材について

「日本国憲法」は、その第97条において、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と明示している。と同時に第12条においては、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。(略)」としている。すなわち、人権尊重社会は、これまでも、そして、これから人間、すなわち私たち一人一人が主体となることによって実現していくのである。

この教材では、様々な時代に、様々な場所で人権獲得に尽くした人々にスポットを当て、その取組に学ぶことを通して、人権に対する興味や関心をもたせたい。さらには、自身が権利の主体者であり、人権が尊重される社会の形成者であるという自覚を促し、正義や自由・平等の実現への意欲を培いたい。

- ### 3 ねらい
- ・現在私たちが享受している人権は、人類の長年にわたる努力の成果として獲得されてきたものであることを知る。
 - ・身のまわりの人権課題に目を向け、主体的に行動していこうとする態度を身に付ける。

4 展開例

過程	主な学習活動	指導上の留意点	備考
導 入	ヒカリやユメの立場になって展示を見てみよう。		DVD
	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭の教室展示の場面を想像しながらページを開け、ヒカリやユメの立場になって掲示してある人物に思いを馳せる。 ・展示されている人物（P.80～P.81）について知っていることやその印象など、自由に意見を発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭の教室展示の場面が想起されるように工夫する。BGMなどを利用してもよい。 ・人権に関する国内外の宣言や条約づくりに携わった人々だけでなく、市井の人で人権獲得に尽くした人がいることにも注目させたい。 ・人権獲得に尽くした人々として、自分なら、ここに挙げられた人以外にどんな人を取り上げるかなどについても発表させたい。 	
展 開	「世界人権宣言」について、今までに学んだことをふり返ろう。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権の木」（P.82～P.83）を見た印象について話し合う。 ・「人権の木」の下の部分にある「世界人権宣言」について、中学校までの学習をふり返りながら、知っていることについて意見を出し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自由に意見を出させる。 ・1948年、第二次世界大戦の反省に立ち、平和な国際社会の実現をめざして結成された国際連合で「世界人権宣言」が採択されたことを押さえておく。 ・「18 夢」にある「世界人権宣言」を参照してもよい。 	
	「普遍的な人権は小さな場所から始まる」について考えよう。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・エレノア・ルーズベルトの「解説シート」（P.84）を読んだ感想を出し合う。 ・「普遍的な人権は小さな場所から始まる」について、自らの暮らしと重ねて意見を 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身の身のまわりのことで、人権が尊重されている（いない）事例を出し合わせたい。 	

展 開	交換する。		
	<p style="text-align: center;">人権獲得に尽くした人々の共通点について考えよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレノア・ルーズベルト以外の人物について解説シートを見て確認したあと、グループに分かれて、これらの人物に共通していることについて話し合う。 ・グループごとに意見をまとめて全体で発表し、共有する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・解説シート以外にこれらの人物について知っていることがあれば、出し合うように促す。 ・取り上げられた人物は、すべて人権が尊重されていない人々の立場に立ち、自身の課題として捉え、行動を起こした人たちであることを押さえる。
ま と め	<p style="text-align: center;">学習をふり返ろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習をふり返り、感じたことや気づいたことについて意見を交換する。 		

5 発展

- (1) エレノア・ルーズベルト以外の人物についてグループごとに役割分担して調べ学習を行い、発表してもよい。
- (2) 「1 のぞいてみよう『ひと・まち・くらし』」につなげて、身のまわりにある人権課題について具体的に考えていく展開にしてもよい。

《参考》

◆人権獲得の歴史

日本国憲法第97条には、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と記されています。このように、人権は、もともと認められていたものではなく、人類の長い歴史の中で、人々が命をかけ、苦しみを乗り越えて獲得したものであり、数多くの試練に耐えて守られたものと言えます。そして今後も、人権の概念はさらに発展していくものと考えられます。

人権獲得の歴史の概要は以下のようになります。

(1) 自由権の獲得

1215年、イギリスでは、貴族と聖職者が協力して「マグナ・カルタ」を起草し、権力を濫用する国王に法律を守る約束をさせました。国王はこれを守りませんでした。マグナ・カルタは自由を守るために広く引用される文書となり、後の人権思想の基礎となりました。

16～17世紀のヨーロッパの大国では、国王が議会を無視して、絶対王政と呼ばれる強力な政治のしくみをつくっていました。17世紀後半になると、ジョン・ロック（イギリス）は、国家は自分たちの権利を守るために設けられたと考え、専制政治に反対し議会を擁護しました。この考えは、1689年の名誉革命（イギリス）を理論付け、「権利の章典」が制定されました。権利の章典は、国王に対して議会の同意のない立法や課税を禁止しました。

18世紀、ジャン・ジャック・ルソー（フランス）は、国家権力の根拠を社会契約に求め、人民による直接民主制を主張しました。「個人」ということが自覚されるようになり、国家は国民に「自由権」を保障して、国民がどのような生活を営むかは各自の責任に任せておくべきとされました。国家は犯罪を取り締まったり、戦争に備えたりする特別な場合の他は、むやみに国民の生活に立ち入るべきではないと考えられるようになりました。この考え方は、1776年の「アメリカ独立宣言」や1789年の「フランス人権宣言」となって表れました。

アメリカ独立宣言では、「すべての人は平等につくられている」と謳われ、人権は、すべての人間が生まれながらにもつ、国家や憲法に先立って存在する権利（自然権）であり、いかなる国家権力もこれを侵すことはできないなどと説かれました。また、フランス人権宣言は、「人間は、生まれながらにして自由かつ平等の権利をもっている」と宣言し、国民主権の原理を明らかにし、人権の保障を定めました。

このように、17～18世紀に現れてきた権利は、国家からの束縛に対する国民の保護という考え方に基づいていました。

(2) 社会権の獲得

18世紀後半から20世紀にかけて、産業革命を通じて資本主義経済がめざましい発展をとげました。しかし同時に、富める人とそうでない人との間に不平等を生み、貧困や失業などの大きな社会問題を引き起こしました。自由権の保障だけでは、すべての人が人間らしく生きていくことが困難になってきたのです。

そこで、貧富の差や失業問題などの不平等を是正しながら、すべての人の人間らしい生活を保障するために、国家が積極的に経済や社会に介入し、貧しい人々や社会的弱者を支援すべきであるという福祉国家の考え方が生まれました。こうして、国家に対して人間らしい生活を求める権利も人権のカテゴリーに含まれるようになりました。この権利を「社会権」といいます。

1919年に制定された「ワイマール憲法（ドイツ共和国憲法）」は、「経済活動の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない。この限度内で、個人の経済的自由は、確保されなければならない（第151条）」としており、世界で初めて社会権を保障した憲法です。その後、社会権は、日本国憲法など各国の憲法に取り入れられるようになりました。

(3) 新しい人権の出現

第二次世界大戦後、平和な世界を築いていく上で、人権の保護と促進が不可欠な要素となり、国際的にも様々な取組が進められました。人権が一部の国ではなく、すべての国の関心事項となったのです。しかし、世界の多くの国や地域では、極度の貧困、戦争、自然災害などによって、人権の視点から見るとわずかな進歩しかしていないという現実があります。それゆえに、第三世代の人権（本書P.76参照）と呼ばれる新しいカテゴリーの人権が必要であると考えられるようになりました。戦争や地球環境の悪化により、人類の生存そのものが困難になれば、人権も無意味になるからです。

例えば、持続可能な発展の権利、平和の権利、健康的な環境の権利、人類の共同遺産を開発する権利など、様々な社会や民族の集合的な権利がこれにあたります。現在、持続発展教育（ESD）、開発教育、平和教育、環境教育など、新しい人権に焦点をあてた教育活動が広がっています。

これらの他にも、日本国憲法の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の延長線上にあるものとして、嫌煙権（たばこを吸わない人が、たばこの害から身を守る権利）、日照権（建築物の日当たりを確保する権利）、知る権利（情報を受け取る権利）、プライバシーの権利（私生活を他人から不当に干渉されない権利）なども、新しい人権として保障されるべきといわれています。

(4) 日本では

① 自由民権運動の高まりと大日本帝国憲法

日本では、明治時代に、ヨーロッパから本格的に人権の思想がもちこまれました。

江戸幕府の後、明治政府内では、憲法をつくって国会を開き、立憲政治を実施するという案が検討されていましたが、内部の対立などからなかなか具体化されませんでした。そこで、板垣退助たちは、国民の意見を政治に反映させようと、明治7(1874)年に、国民が選んだ議員でつくる国会の早期開設を要求し、自由民権運動が始まりました。そこでは、人間は自由・平等であるという近代思想に基づき、参政権や思想の自由、男女平等などが要求されました。その後、自由民権運動が広まる中で、政府はついに明治23(1890)年に国会を開設することを約束しました。

政府は国会開設に備えて、伊藤博文をヨーロッパに派遣しました。伊藤は、君主中心の政治を行っているドイツ（プロイセン）の憲法を学び、帰国後、憲法草案の作成を始めました。こうして、明治22(1889)年、日本において人権を最初に保障した「大日本帝国憲法」が公布されました。しかし、そこでは、主権は天皇にあるとされる一方、人権は天皇が恩恵によって与えた「臣民ノ権利」とされ、法律によって制限されるものとされました。

帝国議会は、衆議院と貴族院の二院制がとられました。衆議院議員は国民の選挙で選ばれましたが、有権者は、直接国税15円以上を納める25才以上の男子とされたため、国民の約1.1%に過ぎませんでした。明治23(1890)年に行われた初めての総選挙では、自由民権運動を進めてきた人々が、衆議院議員の過半数を占めました。しかし、内閣総理大臣をはじめとする大臣の多くは、薩摩藩や長州藩など一部の藩の出身者（藩閥）で占められており、政府と議会の対立がしばらく続くことになりました。

② 護憲運動と大正デモクラシー

大正元(1912)年になると、藩閥や一部の有力者による政治に反対して、憲法に基づいて政党による政治を行い、民衆の考えを反映していこうという護憲運動が起こりました。そして、米騒動により総辞職した内閣に代わって、大正7(1918)年、華族でも藩閥出身でもない原敬が、衆議院第一党の党員が閣僚の大部分を占める本格的な政党内閣をつくりました。

このころには、民衆の意見を反映した政治を求める主張が広まり、大正14(1925)年には、25才以上のすべての男子に衆議院議員の選挙権を与える普通選挙法が成立しました。また、女性差別の解

消を求める運動や生活水準を改善するための社会運動（ストライキや小作争議など）、部落解放運動なども始められました。

このような大正期を中心に広まった民主主義の風潮や社会運動は、後に大正デモクラシーと呼ばれました。

③ 強まる戦時体制

昭和5(1930)年になると、世界恐慌の影響により日本経済も恐慌に陥りました。その後、軍国主義化が進み、外国との戦争が長期化する中で、戦争に批判的な言論や思想の取り締まりが強められました。昭和15(1940)年には、ほとんどの政党や政治団体が解散して大政翼賛会という組織にまとめられ、労働組合なども国家に奉仕する団体になりました。自由を尊重する考え方は制限されるようになっていったのです。

④ 日本国憲法の成立

第二次世界大戦後、日本国憲法の制定によって基本的人権が明文化されました。これにより、人々が生まれながらに人権をもっているという真の人権思想が確立しました。

昭和21(1946)年11月3日に日本国憲法は公布され、翌年5月3日から施行されました。日本国憲法は、前文で、政府の行為によって再び戦争の惨禍を引き起こさないという国民の決意を示しました。その上で、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を三大原則としました。すなわち、国民が主権をもつとされ、選挙を通じて国のあり方を決められるよう、20才以上の男女全員に参政権が保障されました。また、基本的人権を尊重し、表現の自由などを保障するとともに、人間らしく生活するための社会権などが新たに認められました。さらに、第二次世界大戦の反省に立って、平和主義を選択し、戦争を放棄することを宣言しました。

(「人権教育の手びき 第51集」)

解説シート①

すべての人間は生まれながらにして平等であり、その創造主によって、生命、自由、および幸福の追求を含む不可侵の権利を与えられている

トマス・ジェファソン（1743～1826）

「アメリカ独立宣言」の起草者の1人。「アメリカ建国の父」と呼ばれる。

1763年にグレートブリテン王国（以下、王国）は、フレンチ・インディアン戦争に勝利し、北アメリカでの存在を大きく拡大させたが、多大な負債を抱えることになった。そこで、王国は、植民地の議会を無視して、各種の直接税や法律を適用することによって、植民地への支配を強化し始めた。

この政策に対して、植民地の住民は組織的な抗議を行い、王国議会における適切な代表なしに課税されることに反対した。さらに、植民地の代表は、大陸会議を開催し、王国との和解は不可能であると結論し、植民地の独立声明を起草することとなった。

文書執筆の役割を与えられたトマス・ジェファソンは「王国政府は、その市民の日常生活に干渉すべきではないが、市民の自由と財産を確保し保護すべきである」という住民の願いを受け止めて、自然権と個人の自由という理念を重視し、独立宣言案を起草した。

1776年7月4日、「アメリカ独立宣言」は、大陸会議において採択された。

解説シート②

人は、自由、かつ、権利において平等なものとして生まれ、生存する

ラファイエット（1757～1834）

アメリカ独立革命で活躍後、「フランス人権宣言」を起草。

ラファイエットは、フランスの貴族の子として生まれた。

1776年、19才の時、アメリカ独立戦争が勃発すると、支援を求めて来仏したベンジャミン・フランクリンに会ってその考えに共鳴し、義勇兵としてアメリカへ渡り、アメリカの独立を決定的にした戦いにおいて重要な役割を果たし、名声を得た。

1789年、ラファイエットは、「聖職者」「貴族」「平民」の3つの身分による議会（三部会）に「貴族」代表として選出された。そこで彼は、フランスの絶対王政を立憲君主制に変革すべきだという構想を持ち、「平民」の側に立って、議会政治の実現に向けて行動した。

その後、ラファイエットは、フランス革命に参加し、人間平等を謳ったフランス人権宣言の起草を行った。

解説シート③

非暴力は、人間に与えられた最大の武器であり、人間が発明した最強の武器よりも強力なのです

マハトマ・ガンディー（1869～1948）

「インド独立の父」と呼ばれる。

ガンディーは、圧制に対する民衆の非暴力・不服従による抵抗運動を初めて提唱し、実践した。ガンディーは、貧困の緩和、女性の権利拡大、宗教間・人種間の融和、不当なカースト制度の廃止などを提唱する全国的な運動を主導しながら、インドを植民地支配から解放するために非暴力・不服従の原則を徹底的に実行した。

ガンディーはその活動のために何度も投獄され、時には何年も拘禁された。1947年、インドは、ついにイギリスからの独立を勝ち取り、ガンディーはその目標を達成した。その声望の高さにより、ガンディーは「偉大な魂」を意味する「マハトマ」と呼ばれるようになった。

解説シート④

人の世に熱あれ、人間に光あれ

西光万吉（1895～1970）

全国水平社設立の際に「全国水平社創立宣言」起草の中心となった。

1895（明治28）年、現在の御所市にある浄土真宗本願寺派寺院の西光寺に生まれた。県立畝傍中学校、京都の平安中学校で学ぶが、いずれも卒業せぬまま上京。絵を学び画家を目指す、これも果たせず1917（大正6）年帰郷する。中学校や絵画修業の挫折は差別が原因であったという。

帰郷の後、1920（大正9）年結成の燕会に参加。阪本清一郎や駒井喜作らと共に活動し、全国水平社創立の構想を練り上げていった。1921（大正10）年末頃までに水平社創立趣意書『よき日のために』を執筆、1922（大正11）年に全国水平社創立の準備を進め、創立の宣言文を起草。これに福島県出身の運動家平野小剣が手を加え、3月3日の創立大会で朗読されることになった。

創立後は水平社運動の指導者の一人として活動し、特に1925（大正14）年頃からは農民運動の指導にも力を尽くした。

解説シート⑤

I have a dream

マーティン・ルーサー・キング（1929～1968）

黒人差別と闘ったアメリカの偉大な非暴力主義の指導者。

マーティン・ルーサー・キング（「キング牧師」と称されることもある）は、ジョージア州アトランタ市の牧師の子として生まれた。

キングが6才の時、白人の友だちの母親から「もううちの子と遊ばないでほしい」と告げられるという出来事が起きた。これは、キングにとって初めて受けた人種差別であり、人種問題に関心をもつきっかけとなる出来事であった。

1955年、キングは、アラバマ州モンゴメリーのバス・ボイコット運動を指導し、バス車内人種分離法違憲判決を勝ち取った。これ以降、キングは演説や非暴力の抵抗運動等の活動を通じて、公民権運動を指導した。1963年に行われたワシントン大行進において「I have a dream(私には夢がある)」を含む演説を行い、人種によって隔てることのない世界という理想を訴え、多くの人々の共感を呼んだ。これらの地道な活動の結果、1964年、公民権法が制定され、法の上における人種差別は終わりを告げるようになった。

解説シート⑥

元始、女性は太陽であった

平塚らいてう（1886～1971）

大正から昭和にかけ、婦人参政権等、女性の権利獲得に奔走した活動家の一人。

平塚らいてうは、1886（明治19）年に東京に生まれた。1903（明治36）年に「女子を人として、婦人として、国民として教育する」という教育方針に憧れて、日本女子大学校に入学した。卒業後は、津田英学塾などで英語を学び、また、若い作家たちと知り合って、女性作家の団体に入った。1911（明治44）年に青鞥社^{せいとう}をつくり、女性向け文学雑誌「青鞥」を刊行。創刊号の「元始、女性は太陽であった。真正の人であった。今、女性は月である。他に依って生き、他の光によって輝く。病人のような蒼白い顔の月である。私共は隠されてしまった我が太陽をいまや取り戻さねばならぬ」という文章は、その後の女性解放運動の道しるべとなった。その後も、女性参政権運動に加わったり、貧しい家庭の女性のために活動したりして女性の解放と地位の向上を訴え続けた。

解説シート⑦

和協努力

山田安民（1868～1943）

1920（大正9）年、「私立奈良盲啞学校」を開設。奈良県における特別支援教育の先駆者。

1868（明治元）年、宇陀郡池上村（現宇陀市）で生まれた。

関西法律学校を卒業し、1899（明治32）年、製薬会社「山田安民薬房」を設立した。1908（明治41）年には目薬の製造に成功した。

「何事も公共の仕事をするには、私利私名を捨てて」が信条の彼は、奈良県に盲・ろうの専門教育施設がないことを憂え、盟友の小林卯三郎とともに1920（大正9）年3月、私財を投じて奈良市東向南町に私立奈良盲啞学校を創設した。

※「和協努力」には、皆が仲良く毎日の生活を豊かな明るい気持ちで過ごしてほしいとの思いが込められているという。

解説シート⑧

教育とは、世界を変えるために用いることができる、最も強力な武器である

ネルソン・マンデラ（1918～2013）

アパルトヘイト（南アフリカ共和国の有色人種差別政策）撤廃に尽力し、1993年、ノーベル平和賞受賞。

1944年、大学在学中にアフリカ民族会議（ANC）に参加し、政権を握っていた国民党によるアパルトヘイト政策を廃止するために活動した。その政治活動により裁判にかけられた際、マンデラは、「私は、すべての人が調和し、平等な機会をもって共に暮らしていく、民主的で自由な社会という理想を抱いてきた。私はその理想のために生き、それを成し遂げることを望んでいる。しかし、もし必要であれば、その理想のために死ぬことも恐れない」と宣言した。1993年、民族和解・協調政策を呼びかけ、アパルトヘイト体制を平和的に終結させて新しい民主的な南アフリカの礎を築き、ノーベル平和賞を受賞した。1994年5月、南アフリカ初の全人種参加選挙を経て同国大統領に就任した。

解説シート⑨

E d u c a t i o n f i r s t

マララ・ユスフザイ（1997～）

タリバンの銃撃を受けながらも、女子教育の必要性を訴えた。2014年、史上最年少でノーベル平和賞受賞。

マララ・ユスフザイは、1997年、パキスタンで生まれた。

2012年、学校から帰る途中、女性が教育を受けることをよしとしないタリバン（アフガニスタンのイスラム原理主義組織）からの銃撃を受け、頭部と首を負傷。イギリスで治療を受け、一命をとりとめた。

その後も強い信念のもと、内戦が続くシリアの子どもへの援助や、アフリカのナイジェリアでイスラム武装勢力に誘拐された女子生徒の解放を求める等、世界中のすべての子どもが教育を受けられるようにするための活動を精力的に行った。その勇気と努力が称えられ、2014年には、史上最年少のノーベル平和賞受賞者となった。